

# 新潟地域合併協議会だより

第 2 号

平成16年3月

新潟市・白根市・豊栄市・小須戸町・横越町・亀田町・  
岩室村・西川町・味方村・潟東村・月潟村・中之口村

発行：新潟地域合併協議会



調印後、固い握手を交わす新潟県知事と12市町村長・議長

## 平成17年3月21日合併へ

### 法定の合併協議が終了。合併協定書に調印

新潟市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村の12市町村は、法定の合併協議会である「新潟地域合併協議会」を設置し、合併後の行政サービスやまちづくりのあり方などについて協議を行ってきました。

このたび、合併期日を平成17年3月21日とするなど、法定合併協議会で協議を予定していたすべての項目が終了したことにより、第4回協議会において合併協定書の調印が行われました。このことにより、新潟地域の合併は大きく前進したことになり、今後は、12市町村議会での合併議決などを経たうえで、平成17年3月21日に合併が施行される見通しとなりました。

### これまでの経過と今後の予定

#### これまでの経過

- 【平成14年9月5日】  
新潟市、白根市、豊栄市、横越町、亀田町、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村による「新潟地域合併問題協議会」（任意合併協議会）の初会合を開催
- 【平成14年10月25日】  
「第2回 新潟地域合併問題協議会」の開催  
新津市、小須戸町が新潟地域合併問題協議会に加入
- 【平成14年12月25日】  
「第3回 新潟地域合併問題協議会」の開催
- 【平成15年2月4日】  
「第4回 新潟地域合併問題協議会」の開催
- 【平成15年2月21日】  
「第5回 新潟地域合併問題協議会」の開催
- 【平成15年6月16日】  
「第6回 新潟地域合併問題協議会」の開催  
岩室村が新潟地域合併問題協議会に加入
- 【平成15年8月12日】  
「第7回 新潟地域合併問題協議会」の開催
- 【平成15年9月8日】  
「第8回 新潟地域合併問題協議会」の開催
- 【平成15年9月29日】  
「第9回 新潟地域合併問題協議会」の開催  
新潟地域合併問題協議会の終了
- 【平成15年12月議会】  
13市町村議会にて、「新潟地域合併協議会」（法定合併協議会）の設置議案を提案  
新津市議会は議案を否決、他の12市町村議会は可決
- 【平成16年1月臨時会】  
新津市を除く12市町村議会にて、改めて法定合併協議会の設置議案を提案  
12市町村すべてで可決
- 【平成16年1月22日】  
「新潟地域合併協議会」設置の告示
- 【平成16年1月23日】  
12市町村首長による、新潟県知事への「新潟地域合併協議会」設置の届出

- 【平成16年1月29日】  
「第1回 新潟地域合併協議会」の開催  
・協議会副会長の互選、協議会予算、会議運営、協議予定について  
・新潟地域合併問題協議会で合意した行政制度の調整方針を変更するものについて  
・各種事務事業調整方針案について  
・各種事務事業以外の行政制度調整方針案について  
・合併建設計画案について  
Ⅰ はじめに  
Ⅱ 合併の必要性と効果  
Ⅲ まちづくりの基本方針  
・住民説明会等を受けての課題について  
・分権専門部会中間報告
- 【平成16年2月20日】  
「第2回 新潟地域合併協議会」の開催  
・各種事務事業調整方針案について（その2）  
・合併建設計画案について  
Ⅳ まちづくり計画  
Ⅴ 概算事業費  
Ⅵ 財政計画  
・合併の期日について
- 【平成16年3月7日】  
「第3回 新潟地域合併協議会」の開催  
・区割りについての意見・要望について  
・専門部会中間報告など
- 【平成16年3月14日】  
「第4回 新潟地域合併協議会」の開催  
合併協定書調印

#### 今後の予定

- 12市町村議会にて合併議決  
知事への申請  
県議会の議決と知事の決定  
総務大臣への届出と告示
- 【平成17年3月21日】  
合併施行



平成16年2月29日に行われた新津市長選挙と住民投票の結果、新津市民の合併推進を求める意思が明確に示されたことにより、新潟市と新津市は、今後法定の合併協議会を設置し、2市による合併の協議を行う見通しとなりました。この協議会では、「新潟地域合併協議会」の協議内容との整合性を図りながら協議が進められる予定です。

# 新・新潟市がめざす政令指定都市像とは？

新・新潟市には他の大都市には見られない大きな財産があります。広大な新潟平野に見られるように、平坦で土地の利用がしやすく、自然や田園が多く残されている点です。

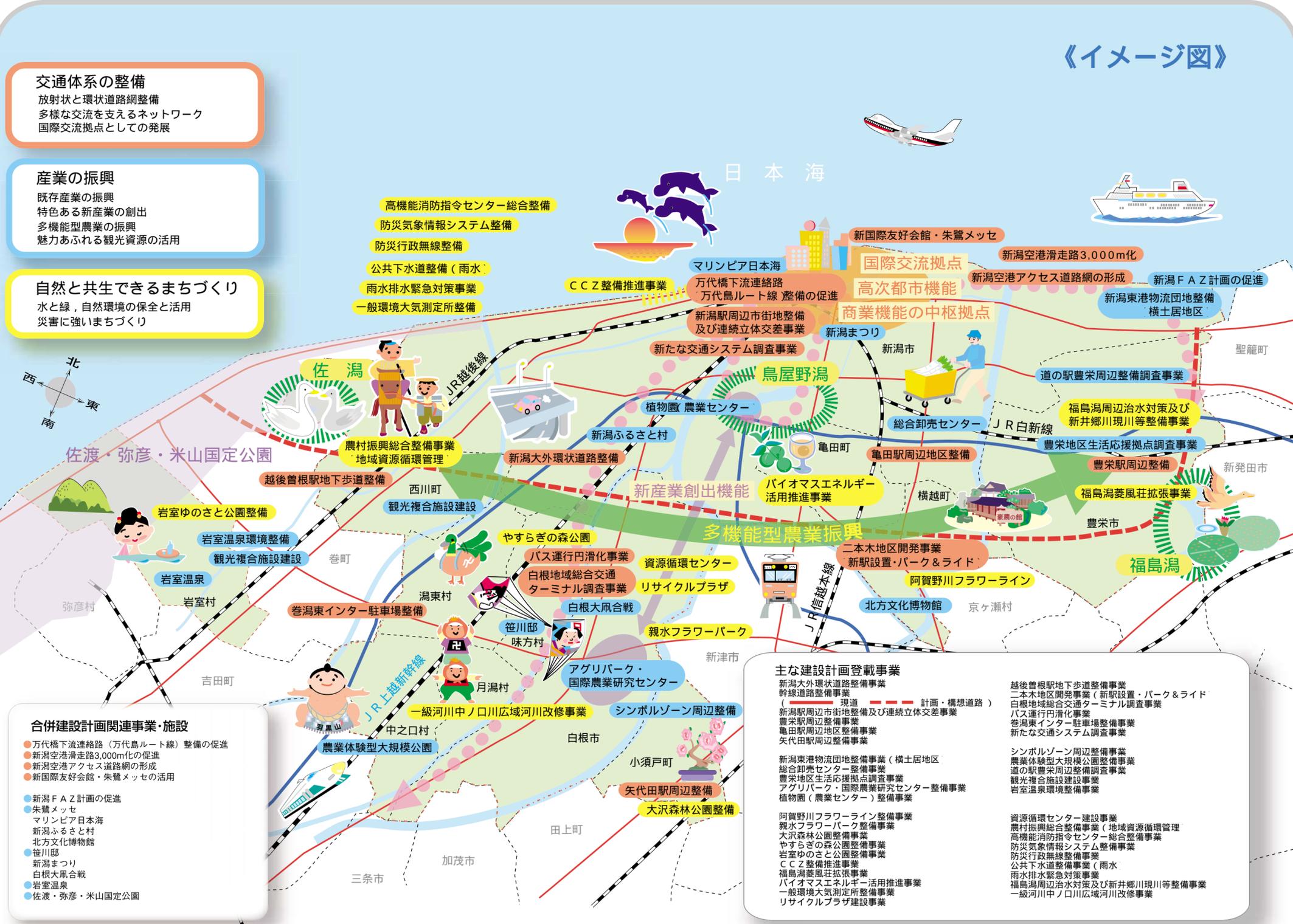
新・新潟市は高次都市機能と豊かな自然環境とが調和・共存する「**田園型政令指定都市**」、地域コミュニティを核として、住民と行政が協働のまちづくりを進める「**分権型政令指定都市**」をめざします。

## 《イメージ図》

**交通体系の整備**  
放射状と環状道路網整備  
多様な交流を支えるネットワーク  
国際交流拠点としての発展

**産業の振興**  
既存産業の振興  
特色ある新産業の創出  
多機能型農業の振興  
魅力あふれる観光資源の活用

**自然と共生できるまちづくり**  
水と緑、自然環境の保全と活用  
災害に強いまちづくり

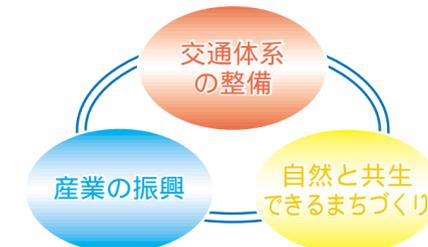


### 合併建設計画

合併後10年間の新しいまちづくりを着実に進めるための基本的指針となるものです。「世界にはばたく交流拠点の実現」「高次都市機能と豊かな自然環境との調和・共存」を基本理念として掲げ、これを実現するために必要な事業を盛り込んでいます。

合併後のまちづくりの姿をより明確にするため、下記の3つを骨格となる施策（リーディングプロジェクト）として位置付けています。

【骨格となる施策（リーディングプロジェクト）】



### 田園型政令指定都市のイメージ



### 田園型政令指定都市をめざします。

新・新潟市は、地域に広がる水辺空間、里山や農地などの自然環境と高速交通網や高い産業集積に代表される高次都市機能が調和・共存した都市をめざします。

また、日本海側の中枢拠点として、人口・産業・都市機能をさらに集積し、多様で活発な交流の充実を図りながら、その豊かな自然環境、快適な居住環境を守りつつ、人や環境にやさしい都市機能の配置に努めます。新潟地域の特性である広大な農地や農業生産力を生かしながら、住む人・訪れる人すべてが、都市の魅力と自然の魅力を共有できる「田園型政令指定都市」をめざします。

行政区にできるだけ多くの権限を委ねるなど、地域の実情に応じたきめ細かな特色あるまちづくりを支えます。こうした12市町村の地域の持つそれぞれの良さ、特性を踏まえた市民と協働のまちづくりを推進し、「分権型政令指定都市」の実現をめざします。

### 12市町村の現況

市町村名	人口	世帯数	面積 (km <sup>2</sup> )
新潟市	527,324	203,283	231.94
白根市	40,012	10,913	77.06
豊栄市	48,997	14,051	76.85
小須戸町	10,454	2,863	16.91
横越町	10,795	2,940	23.62
亀田町	32,061	10,217	16.82
岩室村	10,042	2,743	36.11
西川町	12,365	3,392	24.76
味方村	4,805	1,143	14.44
湯東村	6,454	1,389	23.96
月瀉村	3,831	961	9.04
中之口村	6,483	1,533	20.16
合計	713,623	255,428	571.67

人口、世帯数：平成12年国勢調査 面積：平成15年2月7日現在

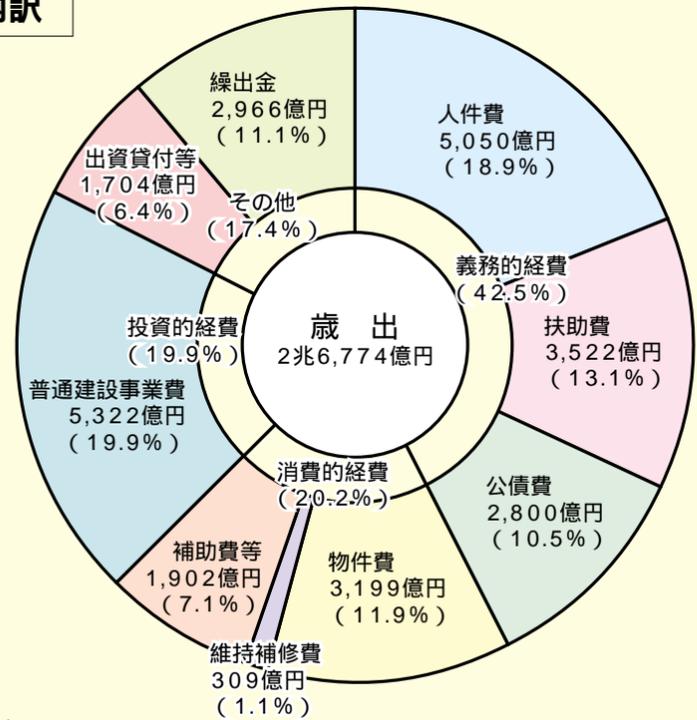
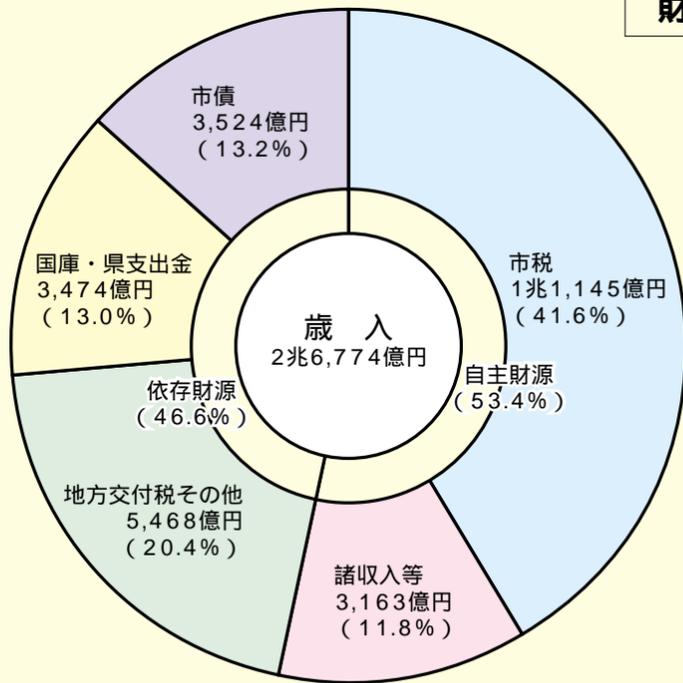
このイメージ図は、合併建設計画記載事業及び関連した構想・事業・施設等を基に合併後のまちづくりの姿をビジュアル化したものです。

# 新市の財政計画について

新市の合併後10年間の歳入・歳出見込みを普通会計ベースで試算したものです。この見込みには合併に伴う行政制度調整や合併建設計画の費用、合併に伴う各種財政支援のほか、定員管理適正化、事務費の縮減、給与制度の見直しなどによる行財政の効率化を織り込んでいます。

なお、地方財政については厳しい状況にあることから、より一層の財政の健全化に努めるとともに、将来の社会経済状況の変化に応じ、必要な見直しを行う場合があります。

## 財政計画の内訳



(注) 端数処理のため、各項目の足し上げが合計数値に一致しないことがあります。

## 合併に対する主な財政支援措置

### 合併特例債

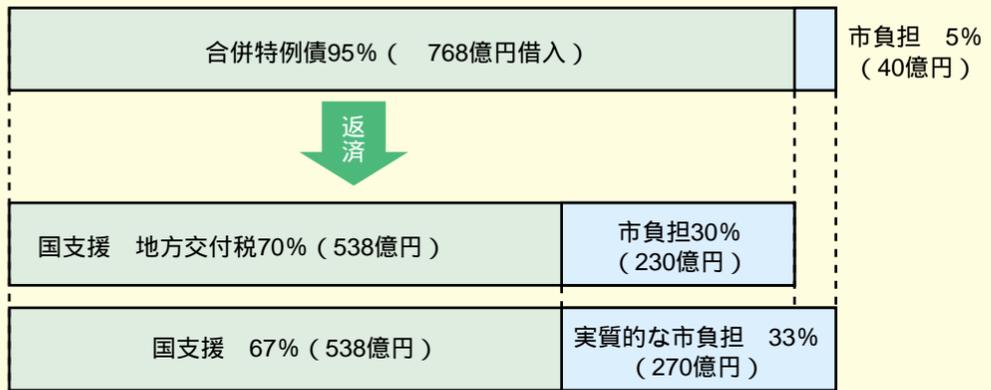
市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費に対し、合併特例債を充当(95%)し、元利償還金の70%を普通交付税で補てんする支援措置。

イメージにおける借入額768億円については、合併後人口、増加人口及び合併関係市町村数に応じ、一定の算式で算出されたものであり、新潟地域の合併で借り入れすることが可能な額となっています。(財政計画の歳入のうち、市債3,524億円の中に含まれていません。)

### 普通交付税の算定替

合併後10カ年度は、合併しなかった場合の普通交付税額を全額保障し、その後5カ年度にわたり激変緩和措置を講ずる支援措置。

## 合併特例債を借り入れた場合の、元金返済のイメージ図



借入金の利子についても、70%が地方交付税に算入(支援)されます。

### (イメージ図)



## (その他の財政支援措置)

### 国の合併市町村補助金

合併市町村の行政運営の合理化又は効率化に資する事業等に対する支援措置。(13.5億円)

### 県の合併特別交付金

市町村建設計画に位置づけられた事業に対する支援措置。(55億円)

### 合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置

行政の一体化に要する経費、行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費に対する支援措置。(約30億円)

### 合併市町村に対する包括的な特別交付税措置

新たなまちづくり、公共料金格差是正、公債費負担格差是正、土地開発公社の経営健全化等の合併後の需要に対する支援措置。(約10億円)

新潟地域合併協議会で合意した内容など、ご不明な点・ご質問については、協議会ホームページをご覧ください。事務局または各市町村にお問い合わせください。

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>新潟地域合併協議会事務局 (新潟市役所内) ☎025-228-1000</li> <li>新潟市広域合併推進課 ☎025-228-1000 ☎025-223-1557</li> <li>白根市企画財政課 ☎025-373-2111 ☎025-373-3933</li> <li>豊栄市企画財政課 ☎025-387-3401 ☎025-387-2723</li> <li>小須戸町総務課 ☎0250-38-3111 ☎0250-38-5210</li> <li>横越町総務課 ☎025-385-2111 ☎025-385-2410</li> <li>亀田町企画調整課 ☎025-381-2111 ☎025-381-7090</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページ: <a href="http://www.niigatachiiki-gappei.jp/">http://www.niigatachiiki-gappei.jp/</a></li> <li>岩室村企画調整課 ☎0256-82-5728 ☎0256-82-4119</li> <li>西川町総務課 ☎0256-88-3111 ☎0256-88-7491</li> <li>味方村総務課 ☎025-372-1141 ☎025-372-2957</li> <li>潟東村総務課 ☎0256-86-3111 ☎0256-86-3109</li> <li>月潟村総務課 ☎025-375-2710 ☎025-375-5117</li> <li>中之口村総務課 ☎025-375-2712 ☎025-375-5451</li> </ul> |
|--|--|